

7 弥 監 公 表 第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 7 年度定期監査結果に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 26 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行



7 弥 総 第 63 号
令和 8 年 3 月 26 日

弥富市監査委員 様

弥富市長 安藤 正明



令和 7 年度総務課定期監査結果報告における措置及び検討状況の
報告について (通知)

定期監査結果報告において指摘の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

令和7年度定期監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	重点監査項目「個人情報の取扱い」について
監査結果報告における指摘事項 実地調査を実施したところ、個人情報が続られているファイルの収納棚が施錠して管理されていなかった。 弥富市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程の（媒体の管理等）第12条では、「必要があると認めるときは、個人情報の漏えい等を防止するため、当該媒体の保管場所における施錠などの措置を講ずる。」としている。管理規程に基づき適切に管理されたい。		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対象課	総務課	
原因・理由・背景などの事情説明	セキュリティ体制がとられている庁舎執務室内の収納棚にファイルが入っていることから、施錠していなかった。	
措置の状況	いつ (いつまでに)	速やかに
	誰が (どこが)	課員全員で
	何を (どこを)	個人情報が続られているファイルの収納棚を
	どのように 措置(改善) した(する)	退庁時にファイル収納棚を施錠し、施錠する書庫で収納棚の鍵を管理することとした。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	課員に対し、令和8年3月25日に周知済み。